

社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

【原則4-9】

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者(注1)でないこと(なお、社外監査役にあつては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。)
注1: 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう
2. 現在、当社の重要な業務執行者(注2)の近親者(注3)でないこと
注2: 「重要な業務執行者」とは、取締役(社外取締役を除く。)又は執行役員をいう
注3: 「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう
3. 以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社を主要な取引先とする者(注4)の業務執行者
注4: 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう
 - (2) 当社の主要な取引先(注5)の業務執行者
注5: 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行った者をいう
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注6)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
注6: 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円以上の支払いを当社から得ている場合をいう
 - (4) 当社の主要株主(注7)(当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。)
注7: 「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう
 - (5) 上記(1)から(4)について、過去5年間に於いて該当する者
 - (6) 次の①又は②に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - ① 上記(1)から(5)までに掲げる者
 - ② 過去5年間に於いて、当社又は子会社の業務執行者であつた者(なお、社外監査役にあつては、非業務執行取締役であつた者を含む。)

2015年11月5日制定